

第2章 茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画の基本方針

1 実施計画策定の目的

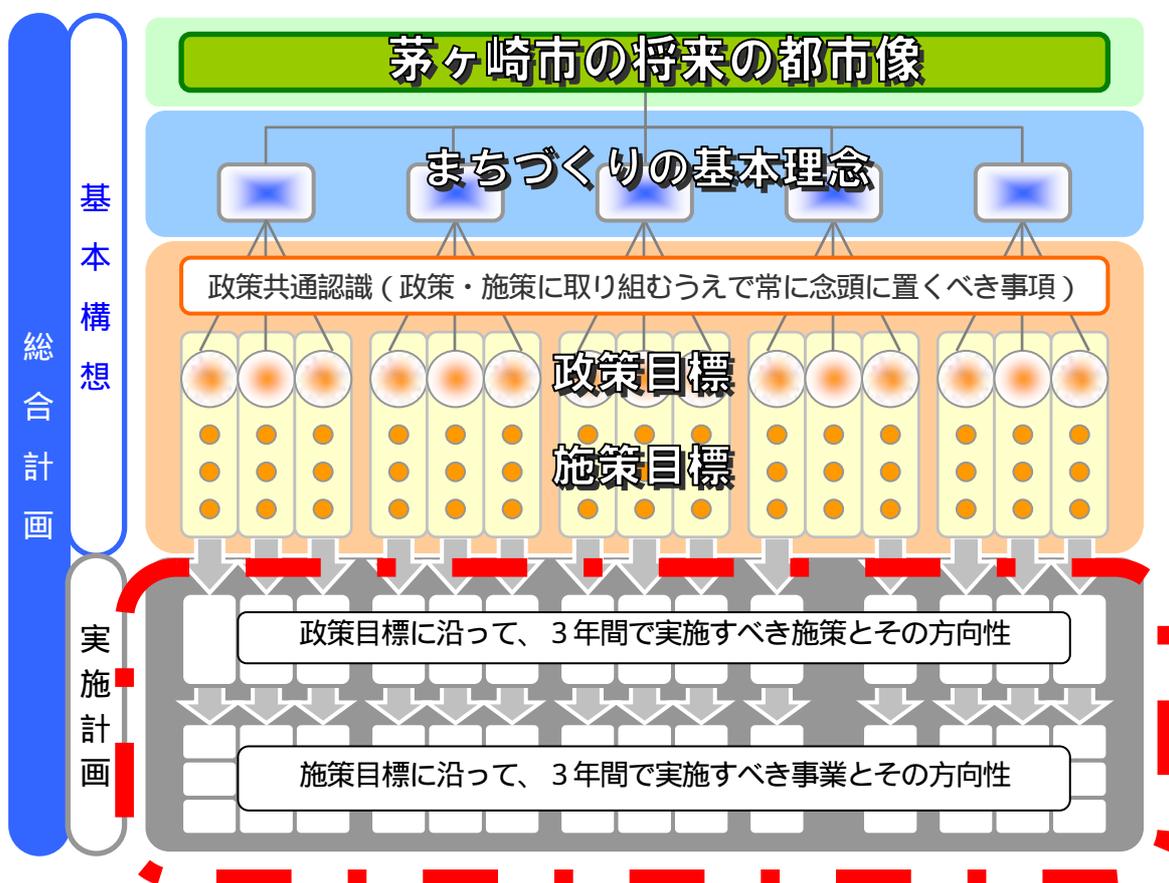
この実施計画は、茅ヶ崎市自治基本条例に基づき策定された「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に定めた将来の都市像である「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」の実現に向けて、基本構想に定めたまちづくりの理念、政策、施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

2 実施計画の位置付け

本市の総合計画は、「基本構想（10年）」「実施計画（3年）」の2層構成で、「実施計画」は、「基本構想」で示す「政策目標」「施策目標」ごとに、自治基本条例に規定する財政の見通しと整合を図り、3年間の財政推計に応じて、進めるべき施策の方向と具体的な事業内容を示すものです。

第3次実施計画は、平成28年度から平成30年度までの3年間を計画期間とします。

【総合計画の体系】



将来の
都市像

海と太陽とみどりの中で ひとが輝き

まち
づくりの
基本
理念

まちづくり編

1 ひとづくり

学び合い育ち合う
みんなの笑顔が
きらめくひとづくり

2 地域づくり

いきいきと暮らす
ふれあいのある
地域づくり

3 暮らしづくり

安全でやすらぎの
ある持続可能な
暮らしづくり

21の政策目標

と

69の施策目標

政策目標〔1〕 子育て
次世代の成長を喜び合えるまち

- 01 安心して子どもを育てることを支援する
- 02 ニーズに合った多様な保育を行う
- 03 子どもの健康な成長を支援する

政策目標〔2〕 学校教育・社会教育
次世代をはぐくむ
教育力に富んだまち

- 04 学びの質を高め、学び続ける意欲を育てる
学校教育を推進する
- 05 自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と
文化財保護を推進する
- 06 思いやりの心とたくましく生きぬく力を育
てる
- 07 地域社会を支える情報拠点としての機能を
たかめる
- 08 教育理念を実現する政策を推進する
- 09 子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し
支援する

政策目標〔3〕 教育環境
次代に向かって
教育環境ゆたかなまち

- 10 円滑に教育行政を進める
- 11 安全で快適な教育環境をつくる
- 12 健やかで安心できる学校生活を支援する

政策目標〔4〕 生涯学習・文化
多様な機会に学び、活動し、交流す
る、豊かな感性をはぐくむまち

- 13 まなびを通して、自らが住むまちについて
知り、愛着を持ち、未来を創造する力をは
ぐくむ
- 14 いつでも気軽にスポーツができ、心とから
だを健康にできる環境をつくる
- 15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参
画できる社会をつくる

政策目標〔5〕 保健・福祉
共に見守り支え合い
すやかに暮らせるまち

- 16 健康と自立した生活を支え合え
る地域の仕組みをつくる
- 17 医療を受けられる保険制度を安
定的に運営する
- 18 高齢者の健康でいきいきとした
暮らしを支援する
- 19 障害者の自立した生活と社会参
加を支援する
- 20 安定した生活を支援する

政策目標〔6〕 医療
質の高い医療サービスを
安定的に提供するまち

- 21 効果的・効率的に病院を経営す
る
- 22 高度で良質な医療サービスを提供
する

政策目標〔7〕
地域保健・公衆衛生
だれもがいつまでも健康で
安心して暮らせるまち

政策目標〔7〕（地域保健・公衆衛生）に位置付ける施策目標について
は、保健所政令市移行に向けた準備を進める中で、既存の施策目標との
整理を行い、平成28年中に具体的な位置付けを検討します。

政策目標〔8〕 環境・資源
環境に配慮し
次代に引き継ぐ潤いのあるまち

- 23 環境に配慮した市民・事業者・行政
の率先した活動と連携による活動を
促進する
- 24 快適で安全な生活環境を守る
- 25 資源循環型社会の形成を目指す
- 26 ごみや資源物を効率的に収集・処理
する

政策目標〔9〕 安全・安心
安全で安心して暮らせるまち

- 27 市民生活の安全を確保する
- 28 あらゆる災害や危機に効果的に対応
する
- 29 市民の悩みや不安を解消する

政策目標〔10〕 消防
生命や財産が守られるまち

- 30 消防業務を円滑に実施するための体
制を整備する
- 31 火災発生と火災危険を減らす
- 32 消防力を充実し、災害活動体制を強
化する
- 33 災害情報を統括・管理し、あらゆる
活動を支援する
- 34 効果的・効率的な消防活動が実施で
きる体制を支援する
- 35 消防業務を効果的・効率的に実施す
る

政策共通認識

共生社会

環境

まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

まちづくり編

行政経営編

4 まちづくり

5 行政経営

人々が行きかい
自然と共生する便利で快適な
まちづくり

一人一人の思いが調和し
未来をひらく
行政経営

政策目標〔11〕 都市づくり
魅力にあふれ住み続けたいまち

- 36 地域特性を生かした都市空間をつくる
- 37 住みやすく住み続けたいまちをつくる
- 38 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する
- 39 安全で秩序ある住環境を形成する
- 40 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

政策目標〔12〕 土木・基盤
だれもが快適に過ごせるまち

- 41 道水路敷の効率的な管理・利用を進める
- 42 交通を円滑に処理する道路網を整備する
- 43 身近な生活道路を安全で快適にする
- 44 公園・緑地を整備する
- 45 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる

政策目標〔13〕 下水道・河川
快適な水環境が守られるまち

- 46 下水道経営を健全に安定して行う
- 47 公共下水道（雨水・汚水）・河川を整備する
- 48 下水道・河川施設の信頼性を確保する

政策目標〔14〕 産業・雇用
地域の魅力と活力のある産業のまち

- 49 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する
- 50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
- 51 充実感をもって働けるための就労を支援する
- 52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する

政策目標〔15〕 農業委員会
農地の適正で有効な利用を図る

政策目標〔16〕 企画
社会の変化に対応できる行政経営

- 53 市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする
- 54 先を見据えた政策を実現する
- 55 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる
- 56 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる
- 57 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める

政策目標〔17〕 総務
それぞれが持つ力を最大限に発揮する
行政経営

- 58 市民と行政が協力して自治の進展を図る
- 59 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる
- 60 市が保有する情報を総合的に管理するとともに、自治に関する基本的な制度の整備を推進する
- 61 戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う
- 62 自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する
- 63 北部の行政拠点を充実する

政策目標〔18〕 財務
ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営

- 64 政策の実現を支える健全な財政運営を維持する
- 65 徴収率を向上させる
- 66 市民税の公平・適正な課税を行う
- 67 固定資産税の公平・適正な課税を行う
- 68 財産を適正に管理する
- 69 効率的で公正に入札・契約を執行する

政策目標〔19〕 会計
公金の管理を適正に行い、
安全かつ有利な運用を図る

政策目標〔20〕 選挙
住民の意思を行政に反映させる

政策目標〔21〕 監査
行政執行の適法性、効率性、
妥当性を維持し確保する

協働

生涯学習

安全・安心

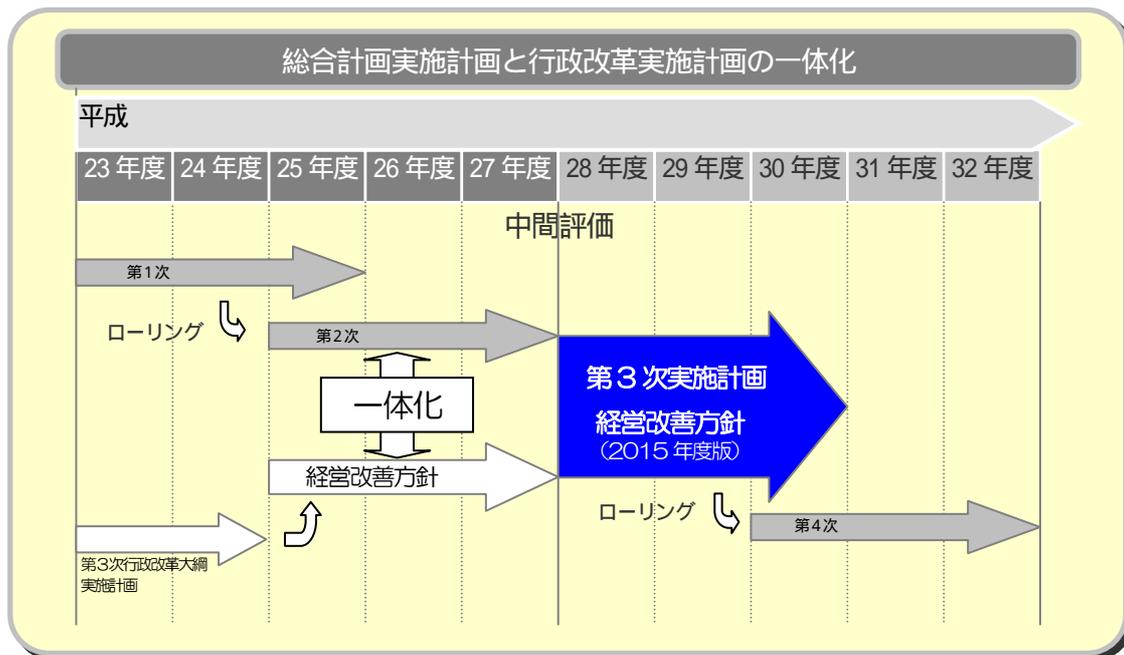
4 総合計画実施計画と経営改善方針の一体的実施

総合計画基本構想では、「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」により行政経営の転換を図ることとしており、これまでも、市民の皆さま等との協働、民間活力の導入を積極的に推進するために「公民連携推進のための基本的な考え方」を踏まえた事業の見直しを行うなど、行政改革に取り組んできました。

第2次実施計画策定時には、限られた経営資源の中で、効率的かつ効果的に事務事業を実施していくため、これまで独立していた行政改革の取り組みを見直すこととし、全ての実施計画事業を行政改革の対象とする「経営改善方針」を策定したうえで、行政改革の取り組みを実施計画事業と一体的に行うこととしました。

第3次実施計画期間においても、引き続き厳しい財政状況や大きな環境変化が予想されます。

そこで第3次実施計画の計画期間においても、全ての実施計画事業を行政改革の対象とする「経営改善方針（2015年度版）」を策定し、実施計画と一体的に行政改革に取り組むこととします。



5 総合計画第3次実施計画策定の基本姿勢

第3次実施計画は、総合計画基本構想の中間見直し後の最初の実施計画であり、平成28年度から30年度までの3年間を計画期間としています。

前述のように、本市の人口は、32年のピークに向かって微増する傾向にあるものの、高齢化は着実に進展しています。総合計画基本構想の後期5か年で、来るべき人口減少時代に対し、どのような備えをするかが重要です。

そのため、基本構想の目標年度である32年度の政策・施策目標を達成するために

実施すべき事業を重点的に位置付けるとともに、基本構想の見直しに合わせて実施した政策評価の評価結果を踏まえて事業採択を行いました。

なお、第3次実施計画に位置付ける全ての事業は、総合計画基本構想における市政の基軸である「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」を踏まえ、市民の皆さまとの協働、民間活力の導入を積極的に推進し、市民サービスの充実を図るとともに経営的な感覚を持って取り組みます。

本実施計画で位置付ける事業は、主として次の事項を踏まえ採択しました。

(1) 事業手法や事業に関わる経費の見直し

全ての事業について、改めて事業の見直しを行いました。「経営改善方針」を踏まえ、事業実施主体の最適化を図ることで、事務執行の効率化を進めます。

また、提供する市民サービスの水準とそれに関わる経費を勘案し、効果的かつ効率的な事業手法を検討するとともに、経営改善方針の重点事項に基づいて事業選定を行い、歳出削減、歳入増加又は経営の効率化を図ることで捻出した財源を優先度の高い事業に充てることとしました。

(2) 政策目標や施策目標を踏まえ、効果的に事業を選択

事業の採択にあたっては、政策目標及び施策目標を踏まえ、目標達成に寄与する事業であって、この3年間で実施すべき事業を採択しました。

第2次実施計画からの継続性を意識しながらも、実施効果の少ない事業、又は、さらに詳細な検討を要する事業については、市民生活に影響を与えないよう配慮したうえで、事業の延期又は凍結の可能性を検討しました。

(3) 第3次実施計画期間に具体的な取り組みが必要になる事業を優先

前述のように、26年度に総合計画基本構想の中間見直しを実施しました。第3次実施計画の策定にあたっては、中間見直しの3つの視点である「安全・安心なまちづくりのさらなる強化」「急速な少子高齢化への対応」「地方分権のさらなる進展への対応」から対応が必要となる事業を中心に採択を行いました。

見直しの視点	見直しのポイント	事業数
安全・安心なまちづくりのさらなる強化	戦略的な防災・減災対策	798
	社会インフラの老朽化対策、維持管理	
急速な少子高齢化への対応	豊かな長寿社会に向けたまちづくりへの取り組み	423
	生涯を通じた健康づくりの推進	
	産み、育てやすい子育て環境の整備促進	
地方分権のさらなる進展への対応	身近な生活課題に対する効果的・効率的な行政サービスの推進（広域行政の取り組み、権限委譲による市民サービスの向上）	102

また、第3次実施計画の計画期間に具体的な取り組みが必要となる、「豊かな長寿社会の実現に向けたまちづくり¹関連事業」や「地方版総合戦略²関連事業（地方創生関連事業）」「公共施設等総合管理計画³関連事業」「保健所政令市関連事業」を優先的に採択しました。

なお、本市は、住民に最も近い基礎自治体として、より多くの権限を持ち、地域の持続的な発展に最大限に活用することで、地域の実情に合った質の高い市民サービスを提供していくために、中核市移行を目指した準備作業を進めています。中核市移行に伴い新たに発生する事務事業については、第3次実施計画に明記していますが、事業費については、今後の具体的な検討の中で精査していくことから、本書には掲載していません。

- 1) 「豊かな長寿社会の実現に向けたまちづくり」とは、高齢化の急速な進行に伴い、これまで構築してきた社会の仕組みが十分に機能しなくなることが危惧されていることから、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を一つの節目ととらえ、残された期間で豊かな長寿社会を実現するために推進する取り組みのことです。
- 2) 「地方版総合戦略」とは、各地方公共団体において国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定し、それを踏まえて、平成31年度までの目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。
- 3) 「公共施設等総合管理計画」とは、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、各地方公共団体において策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のことです。

主な「豊かな長寿社会の実現に向けたまちづくり」関連事業

整理番号	第3次実施計画事業名	事業の状況	主管課	掲載ページ
1	放課後子ども総合プランの推進	継続拡充	保育課	70
2	学びの場の創出事業	新規	保育課	72
3	小学校ふれあいプラザ事業	継続拡充	青少年課	95
4	在宅医療推進事業	継続拡充	保健福祉課	141
5	地域ケア会議運営事業	新規	高齢福祉介護課	153
6	在宅医療介護連携推進事業	継続拡充	高齢福祉介護課	155
7	労働環境整備事業	継続拡充	雇用労働課	295
8	健康増進と虚弱化予防のための事業	継続拡充	企画経営課	313
9	多世代共生住宅等拠点整備事業	継続拡充	企画経営課	313
10	セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり）	継続拡充	企画経営課	315

主な「地方版総合戦略（地方創生）」関連事業

整理番号	第3次実施計画事業名	事業の状況	主管課	掲載ページ
1	学びの場の創出事業	新規	保育課	72
2	長期休暇対策事業	継続拡充	保育課	72

3	母子保健コーディネーター事業	新規	こども育成相談課	77
4	生活支援体制整備事業	新規	高齢福祉介護課	153
5	地域ケア会議運営事業	新規	高齢福祉介護課	153
6	住環境整備事業	継続	都市政策課	238
7	道の駅整備推進事業	継続	産業振興課	285
8	観光振興ビジョン推進事業	継続拡充	産業振興課	286
9	労働環境整備事業	継続拡充	雇用労働課	295
10	萩園地区産業系市街地整備事業	継続拡充	拠点整備課	301
11	プロモーションビデオを活用した魅力アップ事業	新規	秘書広報課	309
12	健康増進と虚弱化予防のための事業	継続拡充	企画経営課	313
13	多世代共生住宅等拠点整備事業	継続拡充	企画経営課	313
14	セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり）	継続拡充	企画経営課	315
15	地域コミュニティ事業	継続拡充	市民自治推進課	330

主な「公共施設等総合管理計画」関連事業

整理番号	第3次実施計画事業名	事業の状況	主管課	掲載ページ
1	（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設整備事業（児童クラブの整備）	継続拡充	保育課	70
2	教育施設等の再整備の推進	新規	教育政策課	101
3	小学校電気設備等改修事業	新規	教育施設課	113
4	中学校電気設備等改修事業	新規	教育施設課	113
5	小学校敷地底地整理事業	継続拡充	教育施設課	113
6	中学校敷地底地整理事業	継続拡充	教育施設課	113
7	学校施設利活用検討事業	継続拡充	教育施設課	113
8	（仮称）教育施設等再整備基本計画の策定	新規	教育施設課	114
9	小学校施設のアスベスト対策事業	継続拡充	教育施設課	115
10	（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設整備事業（地区ボランティアセンター等の移転・併設）	継続拡充	保健福祉課	141
11	（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設整備事業（地域包括支援センターの移転・併設）	継続拡充	高齢福祉介護課	152
12	（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設整備事業（障害児日中一時支援事業所の整備）	継続拡充	障害福祉課	158
13	下寺尾芹沢線道路改良事業	新規	道路建設課	256
14	浜園橋橋りょう整備事業	新規	道路建設課	258
15	市営住宅の建設（小和田住宅）	継続拡充	建築課	269

16	新地方公会計制度による連結財務諸表の公表	継続拡充	財政課	352
----	----------------------	------	-----	-----

主な「保健所政令市」関連事業

整理番号	第3次実施計画事業名	事業の状況	主管課	掲載ページ
1	特定不妊治療費助成事業	継続拡充	子育て支援課	67
2	こども予防接種事業	継続拡充	こども育成相談課	76
3	B型肝炎ワクチン接種事業	新規	こども育成相談課	77
4	母子保健コーディネーター事業	新規	こども育成相談課	77
5	歯科保健事業	継続拡充	スポーツ健康課	129
6	健康増進計画の推進	継続拡充	スポーツ健康課	131
7	在宅医療推進事業	継続拡充	保健福祉課	141
8	湘南看護専門学校・湘南ナース総合支援センター補助事業	継続拡充	保健福祉課	141
9	地域医療センター再整備事業	継続拡充	保健福祉課	144
10	保健所政令市への移行に関する事務	継続拡充	保健福祉課	144
11	市保健所運営事業	新規	保健福祉課	145
12	在宅医療介護連携推進事業	継続拡充	高齢福祉介護課	155
13	浄化槽法に関する事務事業	新規	環境保全課	184
14	使用済み自動車の再資源化等に関する事務	新規	資源循環課	187

6 実施計画の対象とする事業

実施計画は、市が行うすべての事業を対象とします。事業は、その性質により次のとおり「政策的事業」と「定例・定型的事業」の2種類に分けています。

政策的事業とは

政策的事業とは、市政の経営にあたり、戦略的な視点に立って企画・運営する事業です。

- ・ 公共施設などの整備や都市基盤の整備などといった投資的な事業
- ・ 新たに開始する事業や事業規模を今までより拡充する事業
- ・ 計画の策定又は変更に関する事業
- ・ 扶助費に関する事業

定例・定型的事業とは

国・県から受託している法定の事務、法律等で義務づけられている事務（扶助費に関する事業を除きます。）、市役所を運営するうえで必要な事務などです。

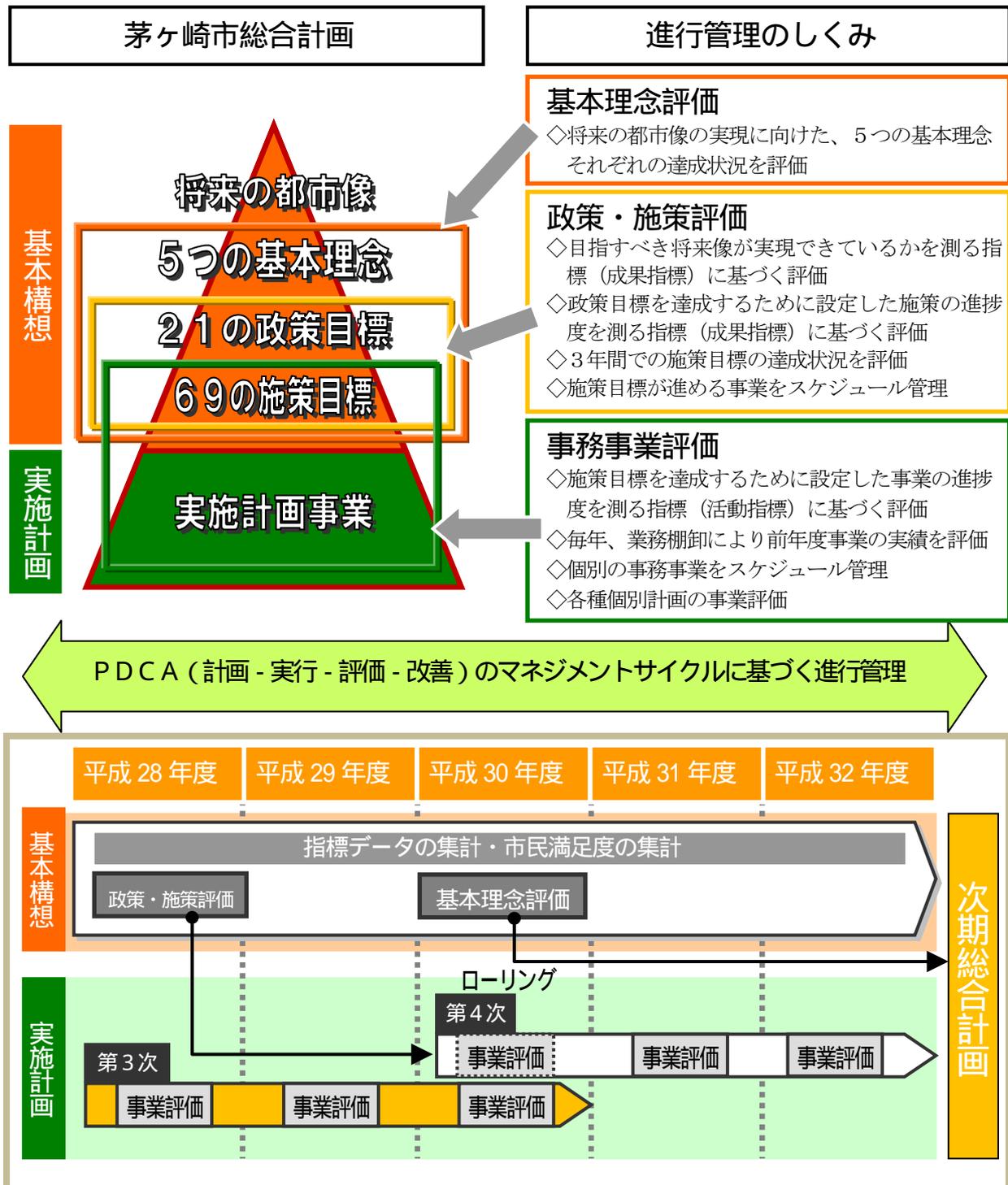
実施計画策定時点で想定し得ない、社会経済状況の急激な変化や国などの制度改正、その他緊急的な理由により事業を実施する必要が発生した場合は、本実施計画に掲載のない事業を実施する場合も考えられますが、その際には、全体の財源調整を行い、単年度予算により事業を実施します。

7 実施計画の進行管理

実施計画事業の着実な推進を図るため、成果指標や活動指標を用いた評価や課題分析、事業のスケジュール管理を体系的に行い、実施計画の進行管理を効果的に進めます。

5つの基本理念ごとの評価、指標に基づく21の政策目標、69の施策目標を一体的に評価するとともに、実施計画事業については、毎年の事務事業の業務棚卸評価のほか、各種個別計画の評価により、事業評価を行います。

進行管理については、茅ヶ崎市総合計画審議会による外部評価を行い、その内容を広く公表します。



8 財政推計

第3次実施計画に位置付けられた事業を着実に推進し、実効性を担保するためには、計画期間（平成28年度～30年度）内における財政収支を明らかにした上で、財政の健全化を図りつつ、財源の確保を行うことが必要です。

本市は、22年度に市税収入が落ち込んだことから、普通交付税が交付されることとなりました。第3次実施計画の計画期間中であっても、引き続き、普通交付税を計上しています。その額を合わせると、第3次実施計画の計画期間中の本市の市税等収入は、ほぼ横ばいであると見込んでいます。

歳出については、人口構造の変化に起因する扶助費の増加が見込まれる中、人件費など義務的経費の増加を抑制することで、普通建設事業費などの任意的経費を確保しました。

計画期間中の財政収支の見通しは、別表1・2のとおりです。

(1) 歳入

ア 自主財源

自主財源の根幹をなす市税収入は、過去の実績や計画年度内の経済予測などを勘案して推計しました。使用料・手数料については、主に過去の実績を勘案し推計しました。また、実施計画事業費を確保するため、特定目的基金からの繰入金を見込みました。

イ 依存財源

普通交付税は、27年度をベースとして、臨時財政対策債の発行額と調整して推計しました。国・県支出金は、扶助費の伸びを反映させるとともに対象事業ごとに推計しました。市債については、後年度の財政負担に考慮しつつ、対象事業ごとに推計しました。

(2) 歳出

ア 義務的経費

人件費は、29年4月の保健所政令市移行に伴う職員数の見直しや退職者の動向を勘案して推計しました。

扶助費は現時点で把握している制度変更などを加味して推計しました。

イ 任意的経費

物件費は、物価の上昇を考慮し過去の推移を基に推計するとともに、大規模修繕費、維持補修費及び補助費などは、27年度予算をベースに対象事業ごとに推計しました。

また、特別会計への繰出金は、法令や繰出基準に従い事業費を推計するとともに、政策的事業に伴う繰出金を見込みました。

その他の政策的事業費、定例・定型的事業費は、充当可能な一般財源を算出し、前述の「総合計画第3次実施計画策定の基本姿勢」や政策、施策の目標、地区別・分野別懇談会などでいただいたご意見を勘案しながら、事業を計画しました。

こうした考え方にに基づき、まちづくりの基本理念別の事業費をまとめたものを別表3に示しています。

財政収支の見通し

●一般会計（別表1）

（単位：百万円）

区 分		28年度（予算）	29年度（見込み）	30年度（見込み）	3年間合計
歳 入	自主財源	42,913	43,259	41,856	128,028
	市税	35,421	35,379	35,111	105,911
	繰入金	1,512	1,558	1,031	4,101
	その他	5,980	6,322	5,714	18,016
	依存財源	28,107	32,610	29,309	90,026
	交付金等	6,273	7,473	7,590	21,336
	国・県支出金	15,194	16,037	14,841	46,072
	市債（事業債）	4,540	6,623	4,470	15,633
	市債（臨財債※1）	2,100	2,477	2,408	6,985
	合 計	71,020	75,869	71,165	218,054
歳 出	義務的経費	35,806	36,574	36,783	109,163
	人件費	14,898	15,005	14,976	44,879
	扶助費※2	16,616	17,016	17,114	50,746
	公債費※3	4,292	4,553	4,693	13,538
	任意的経費	35,214	39,295	34,382	108,891
	物件費※4	10,956	10,241	9,771	30,968
	維持補修費	683	644	604	1,931
	補助費等	7,306	7,028	6,667	21,001
	普通建設事業費	7,553	12,293	7,924	27,770
	災害復旧事業費	3	3	3	9
	投資及び出資金	47	46	46	139
	積立金	263	262	268	793
	貸付金※5	1,810	1,810	1,810	5,430
	繰出金※6	6,543	6,918	7,239	20,700
予備費※7	50	50	50	150	
合 計	71,020	75,869	71,165	218,054	

※1 臨財債とは、臨時財政対策債のことです。地方債（市債）は原則として、公営企業（交通、ガス、水道等）の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条に掲げる場合において発行できることとなっていますが、臨時財政対策債は、その例外として、地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために発行される地方債です。

※2 扶助費とは、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、生活を維持するために支出される福祉的な経費です。

※3 公債費とは、市債の元金・利子を償還するための経費です。

※4 物件費とは、公共施設の光熱水費や賃借料、委託料などの経費です。

※5 貸付金とは、中小企業への資金貸付、土地開発公社への貸付などに要する経費です。

※6 繰出金とは、会計間で他の会計へ支出するための経費です。

※7 予備費とは、予定外の支出に充てるための経費です。

特別会計（別表2）

（単位：百万円）

		区 分	28年度(予算)	29年度(見込み)	30年度(見込み)	3年間合計
国民健康保険事業	歳入	国民健康保険料	6,004	6,090	6,170	18,264
		繰入金	2,155	2,166	2,114	6,435
		国・県支出金	5,499	5,548	5,574	16,621
		その他	13,371	13,412	13,549	40,332
		計	27,029	27,216	27,407	81,652
	歳出	保険給付費	15,917	15,732	15,557	47,206
		共同事業拠出金	6,088	6,368	6,661	19,117
		その他	5,024	5,116	5,189	15,329
計		27,029	27,216	27,407	81,652	
後期高齢者医療事業	歳入	後期高齢者医療保険料	2,641	2,912	3,232	8,785
		繰入金	438	474	529	1,441
		その他	12	12	13	37
		計	3,091	3,398	3,774	10,263
	歳出	納付金	3,003	3,308	3,682	9,993
		その他	88	90	92	270
計		3,091	3,398	3,774	10,263	
介護保険事業	歳入	介護保険料	3,046	3,119	3,726	9,891
		繰入金	2,319	2,737	2,473	7,529
		国・県支出金	4,781	5,037	5,288	15,106
		その他	3,854	3,807	3,909	11,570
		計	14,000	14,700	15,396	44,096
	歳出	保険給付費	13,235	13,498	14,151	40,884
		その他	765	1,202	1,245	3,212
		計	14,000	14,700	15,396	44,096
公共用地先行取得事業	歳入	繰入金	81	101	99	281
		その他	166	149	-	315
		計	247	250	99	596
	歳出	公債費	200	100	98	398
		用地先行取得事業費	-	149	-	195
		その他	47	1	1	3
	計	247	250	99	596	
公共下水道事業会計	歳入	公共下水道事業収益	5,300	5,336	5,304	15,940
		負担金	1,793	2,006	2,000	5,799
		資本的収入	5,162	4,044	4,183	13,389
		負担金	174	173	171	518
		出資金	263	261	268	792
		計	10,462	9,380	9,487	29,329
	歳出	公共下水道事業費用	5,300	5,336	5,304	15,940
		資本的支出	5,162	4,044	4,183	13,389
計		10,462	9,380	9,487	29,329	
病院事業会計	歳入	病院事業収益	12,203	12,878	13,153	38,234
		負担金	941	935	929	2,805
		資本的収入	433	399	405	1,237
		負担金	429	395	401	1,225
		損益勘定留保資金	837	1,443	700	2,980
		計	13,473	14,720	14,258	42,451
	歳出	病院事業費用	12,173	12,878	13,153	38,204
		資本的支出	1,270	1,842	1,105	4,217
計		13,443	14,720	14,258	42,421	
	歳入合計	68,302	69,664	70,421	208,387	
	歳出合計	68,272	69,664	70,421	208,357	

国民健康保険事業については、30年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となる等の制度改正が行われます。制度改正の詳細な内容については、国と地方において協議中のため、30年度の財政推計については、現行制度の内容を基礎として数値を仮置きしています。

基本理念別実施計画事業費推計（平成28年度～平成30年度）

（別表3）

（単位：百万円）

	区 分	28年度 (予算)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)	3年間合計
1ひとづくり 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり	一般会計	21,379	24,158	22,185	67,722
	政策的	15,445	18,611	16,848	50,904
	定例・定型的	2,601	2,172	1,957	6,730
	職員給与費	3,333	3,375	3,380	10,088
	計	21,379	24,158	22,185	67,722
2地域づくり いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり	一般会計	17,557	18,500	18,092	54,149
	政策的	16,489	17,371	16,995	50,855
	定例・定型的	221	176	145	542
	職員給与費	847	953	952	2,752
	特別会計	57,563	60,034	60,835	178,432
計	75,120	78,534	78,927	232,581	
3暮らしづくり 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり	一般会計	9,365	8,914	6,527	24,806
	政策的	3,204	3,072	858	7,134
	定例・定型的	2,407	1,988	1,800	6,195
	職員給与費	3,754	3,854	3,869	11,477
	計	9,365	8,914	6,527	24,806
4まちづくり 人々が行きかい 自然と共生する便利で 快適な まちづくり	一般会計	8,901	10,430	10,148	29,479
	政策的	4,652	6,375	6,169	17,196
	定例・定型的	2,612	2,407	2,296	7,315
	職員給与費	1,637	1,648	1,683	4,968
	特別会計	10,462	9,380	9,487	29,329
計	19,363	19,810	19,635	58,808	
5行政経営 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営	一般会計	13,818	13,867	14,213	41,898
	政策的	7,930	8,168	8,605	24,703
	定例・定型的	1,732	1,550	1,462	4,744
	職員給与費	4,156	4,149	4,146	12,451
	特別会計	247	250	99	596
計	14,065	14,117	14,312	42,494	
合 計	一般会計	71,020	75,869	71,165	218,054
	特別会計	68,272	69,664	70,421	208,357
	合 計	139,292	145,533	141,586	426,411

「2地域づくり」には、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計及び病院事業会計が、「4まちづくり」には、公共下水道事業会計が、「5行政経営」には、公共用地先行取得事業特別会計が含まれています。

議会事務局経費については、「5行政経営」に含まれます。